

世界自然“徳之島”自然体験アクティビティ

企画・運営事業業務委託

仕様書

令和3年5月

徳之島地区自然保護協議会

1 業務の目的

豊かな自然と多様な文化が色濃く残る徳之島において、自然体験等を通じて環境保全の大切さを学び、将来に亘って保全体制が確立されるよう、希少野生動物交通事故防止キャンペーンや屋外・自然の中で体験できる自然体験アクティビティの企画・運営業務を行う。

2 委託業務名称

世界自然“徳之島”自然体験アクティビティ企画・運営事業業務委託

3 履行期限

令和4年2月28日まで

4 履行場所

徳之島内

5 委託業務

別紙「特記仕様書」に基づき実施

6 資料等の貸与及び返還

本業務を遂行する上で必要と認められる資料、データ等（以下「貸与品」という。）を貸与する。貸与を受けた者は、善良な管理者の注意をもって管理し、本業務以外の目的に使用しないこと。なお、本業務が完了したときは、速やかに貸与品を返還すること。

7 成果物

(1)成果図書等

- ①事業実績書
- ②収支精算書（領収書含む）
- ③運営事務業務日誌
- ③その他（打合せ記録、本業務で使用した各種ドキュメント）

(2)納品方法

- ①紙媒体 報告書4部(カラー)
- ②電子媒体 報告書4部(CD-R)

(3)納期

令和4年2月28日まで

(4)その他

提出された報告書及び写真素材の著作権は徳之島地区自然保護協議会に帰属し、一般に公開することがある。

8 留意事項

(1)個人情報や企業情報の秘密厳守等

本業務の受託者は、業務遂行にあたり、知り得た秘密を厳守し、個人情報等の漏洩がないよう機密保持に万全を期する。また、業務終了後も同様とする。

(2)一括再委託の禁止

委託業務の全部を一括して第三者に再委託することは認めない。
なお、契約業務の一部を委託する場合、徳之島地区自然保護協議会の承諾を得るものとする。

9 その他

本業務仕様書及び特記仕様書に定めのない事項、または疑義が生じた場合には、速やかに徳之島地区自然保護協議会と協議のうえ、決定するものとする。

〔問い合わせ先〕

伊仙町役場 きゅらまち観光課

徳之島地区自然保護協議会 事務局 樺島

〒891-8293 鹿児島県大島郡伊仙町伊仙1842

TEL : 0997-86-3111(代) FAX : 0997-86-2301(代)

E-Mail : kyuramachi01@town.isen.kagoshima.jp

世界自然“徳之島”自然体験アクティビティ企画・運営事業業務委託

特記仕様書

1 業務の目的

豊かな自然と多様な文化が色濃く残る徳之島において、自然体験等を通じて環境保全の大切さを学び、将来に亘って保全体制が確立されるよう、希少野生動物交通事故防止キャンペーンや屋外・自然の中で体験できる自然体験アクティビティの企画・運営業務を行う。

2 業務内容

以下の業務を実施する。

なお、業務の実施にあたっては、徳之島地区自然保護協議会と協議を行いながら進めると。

(1) 事業の名称

世界自然“徳之島”自然体験アクティビティ企画・運営事業業務委託

(2) 履行期限

令和4年2月28日まで

(3) 事業内容

島内の児童・その保護者等を対象とした自然体験アクティビティや希少野生動物交通事故防止キャンペーンの企画及び運営業務を行う。

ア 自然体験アクティビティの開催（複数回）

自然体験イベントの企画を行い、ポスターやチラシ、インターネットを活用し島内全体から参加者を募集する。各イベントにおいて、参加者の調整及び適切な人員を配置するとともに、必要な安全対策を行う。また、イベント保険等の保険加入手続きを行

い、不測の事態に備えた体制の構築を行う。

また、各イベント終了時にはアンケート調査を行い、参加者の満足度を調査するとともに、これまでの自然体験イベントの参加の有無及び参加者の自然に対する意識調査を行う。

イ 希少野生動物交通事故防止キャンペーンの実施

徳之島各町2箇所以上において、住民参加型の希少野生動物交通事故防止キャンペーンを実施し、各キャンペーンにおいて、本協議会作成のチラシの配布を行う。

また、キャンペーンの際に配布したチラシの枚数を徳之島地区自然保護協議会へ報告を行う。

(4) スケジュール（目安）

6月下旬 受託者選定・委託契約

6月下旬 事業実施に向けた3町打合せ

7月以降 適宜、自然体験イベントの開催

2月初旬 事業終了

2月下旬 業務終了届等の提出、契約終了

3 業務実施体制

事業実施にあたっては、徳之島地区自然保護協議会との協議、関係者への連絡調整などが迅速に行えるよう体制を整えること。なお、委託費は費用対効果を十分に考慮して執行すること

(1) 業務実施責任者

①受託者は、本業務委託を指揮する業務実施責任者を配置すること

②業務実施責任者は、企画立案・実施のほか、本業務従事者を指導して業務を実施させること

③業務実施責任者は、関係者との交渉、連絡調整を行うこと

④業務実施責任者は、徳之島地区自然保護協議会との連絡を密に行い、業務を進め、遅滞なく業務が遂行できるよう人員、体制の確保を行うこと

⑤業務実施責任者は、本業務を安全に実施できるよう管理を行うこと

⑥業務実施責任者は、経費・事業内容等、県から報告を求められた際は速やかに対応すること

⑦受託者は、やむを得ない場合を除き、業務実施責任者を変更しないこと

4 業務実施上の条件

(1) 履行期限は令和4年2月28日まで

(2) 打合せ回数及び内容

受託者は、徳之島地区自然保護協議会事務局と3回以上（業務着手前、中間報告1回、調査報告書（案）作成時、その他徳之島地区自然保護協議会事務局が必要と認める場合）打合せを行うこと。

5 その他

(1) 本特記仕様書に明示なき事項、または業務上疑義が生じた場合は、両者協議により業務を進めるものとする。

(2) 契約締結後、速やかに業務実施に係る計画書（実施内容、スケジュール等を記載）を提出し、徳之島地区自然保護協議会事務局の承認を得ること。また、業務の実施にあたっては、徳之島地区自然保護協議会事務局と十分協議した上で実施するものとする。

(3)委託業務の実施に要した経費は、帳簿及びすべての証拠書類を備え、常に収支の状況を明らかにし、委託業務の完了の日の属する年度の終了後5年間保存しなければならない。